

障害者である職員の任免の状況

各機関における任免状況は下表のとおりです。

◆令和5年6月1日時点

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 ①	障害者の数 ②	実雇用率 (法定雇用率) ③ (②/①)	法定雇用率 ④	不足数 ⑤
市長事務部局	393 人	10 人	2.54%	2.6%	0 人
上下水道部	39 人	1 人	2.56%		0 人
教育委員会	120 人	2 人	1.67%		1 人

◆令和4年6月1日時点

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 ①	障害者の数 ②	実雇用率 (法定雇用率) ③ (②/①)	法定雇用率 ④	不足数 ⑤
市長事務部局	379.5 人	10 人	2.64%	2.6%	0 人
上下水道部	41 人	1 人	2.44%		0 人
教育委員会	119.5 人	2 人	1.67%		1 人

注1 ②欄の「障害者の数」は、重度障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてカウントしています。

注2 ⑤欄の「不足数」は、①の職員の数に④の法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨）から②欄の障害者の数を減じて得た数です。そのため、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。

注3 障害の種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、人数が少数であり、特定の者が障害者であること又はその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。